

令和6年12月定例会会議録

令和6年豊郷町議会12月定例会は、令和6年12月6日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	辻 本 勇
-----	-------

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史

教 育 次 長 西 山 喜代史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 喜 多 博 紀

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

村岸議長 皆さん、おはようございます。定刻より少し時間早いようですが、皆さんおそろいですので、第4回定例会を再開いたします。

本日、5番の辻本勇君が体調不良ということで欠席届が出ておりますので、ご報告だけしておきます。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時57分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、9番、西澤博一君、10番、鈴木勉市君を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は、率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆様はご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、鈴木勉市の質問を許可します。

鈴木議員 はい、議長。

村岸議長 鈴木君。

鈴木議員 おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、定額減税の実施状況について町長に問います。政府による「デフレ完全脱却の総合経済対策の支援の一つとして、納税者及び生計配偶者または扶養親族1人につき4万円の定額減税」が今行われていますが、次の点について明らかにしてください。

①、住民税の納税者は何人か。②、今回の定額減税の対象者は何人か。③、既に定額減税を行った人は何人か。④、調整給付金の対象者は何人おられるのか。

2点目、町の防災計画、特に避難所等の見直しについて町長に問います。9月議会では、町の防災計画のうち地震による被害想定の見直しについて質問いたしましたが、今回は避難所について問います。災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した場合、緊急時に住民の安全を確保する場所として、「緊急指定避難所」が定められています。そのうち一時避難所は18か所ありますが、

その中で、浸水のおそれがある避難所は何か所あるのか、説明を求めます。

3点目、新ごみ処理施設整備に係る今後の事業方針について町長に問います。彦根愛知犬上広域行政組合は、「新ごみ処理施設整備における処理方式の選定に係る調査検討報告書（以下調査報告書）」の内容を踏まえ、1、ごみ処理方式として、好気性発酵乾燥方式、トンネルコンポストを採用する。2、ごみ処理施設では固形燃料の成型を行わず、フラフで外部へ搬出する形態の施設整備を目指し、国の交付金の要件の拡充を要望するという今後の事業方針を公表しましたが、次の点について明らかにしていただきたいと思います。

①、公表された「今後の事業方針」はどこで決定をされたものか。②、本町の負担額が幾らになるのか。③、「好気性発酵乾燥方式、トンネルコンポストを前提とした建設候補地を改めて公募する」とされていますが、その公募の対象範囲がどうなるのか説明を求めます。

税務課長 議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 それでは、鈴木議員の定額減税の実施状況について問うのご質問にお答えいたします。

①の住民税の納税義務者数は3,622人です。②の定額減税の対象者数は3,212人です。③の既に定額減税を行った人数は3,212人です。④の調整給付金の対象者数は1,372人です。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、10番、鈴木議員の町の防災計画の見直しについて問うのご質問についてお答えをします。

ご質問の指定避難所のうち、一時避難所、いわゆる字の公民館等のうち、浸水のおそれのある避難所の箇所数ですが、ハザードマップを作成する際の想定では、1,000年に1度の大雨による宇曾川の氾濫、同じく犬上川の氾濫によるもの、また、200年に1度の大雨による外水氾濫、内水氾濫によるもの。そして、それら全てが同時に起こった場合の4パターンを想定しています。

それを前提にお答えしますと、一番少ない場合で5か所、一番多い場合で14か所となります。

以上です。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 鈴木議員の新ごみ処理施設整備に係る今後の事業方針について問うについてお答えをさせていただきます。

答弁につきましては、彦根愛知犬上広域行政組合の回答をもって答弁とさせていただきます。ご了承ください。

まず、①のご質問ですが、組合の管理者会議で決定されたものです。②につきましては、先に資料でも配付されております今後の事業方針で示されており、構成市町負担額の一覧のとおりです。③については、これから公募要項を具体的に作成してまいりますので、現時点では未定です。ただし、管理者会議において、現時点では新ごみ処理施設は彦根市内に建設することを前提に議論されている状況です。

以上、答弁といたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再質問に行ってください。

鈴木議員 低額減税ですけど、既に実施済みの人が3,202人ぐらいいる、3,213人で、調整交付金の対象が1,370人ちょっとでしたね。

それで幾つかお伺いしますが、1つは、もう一度資料を見直したんですが、今回の定額減税の対象者が世帯の合計所得金額が1,805万以下の人が対象になっていると書かれています。逆に言うと、1,805万以上の人は今回の定額減税の対象になってないんですが、本町に1,500世帯の合計所得1,805万を超える世帯があるんでしょうか。もしあれば、世帯数だけでも教えていただければと思います。それが1点です。

調整給付金ですけど、この調整給付金の対象者にはこの10月31日の締切りで調整給付金支給確認書というのが対象者に送付をされているんですが、その対象者のうちで何人から返送があつて、もう既に振り込みが終わった後から振り込みをした人が何人おられるのか説明を求めます。

それから、3点目はこの調整給付金支給確認書には、私は給付金を受給しませんというチェックする欄があるんですよね。何でかなと疑問に思っているんですが、受給するかどうかを確認するという欄があるんですが、その返送があつた方の中で、私は受給しませんと、チェックを入れられた方がおられたのかどうか、もしおられたのであれば何人おられたのか、お願いをしたいと。

最後に、例えばの話ですが、この定額減税、給与所得者の場合は自営業者で普通納付をされている方もおられると思いますが、例えば、給与所得者の場合、所

得税は6月分の給与やボーナスの源泉徴収分から控除をされて、住民税は控除後の税額を11か月で均等して納付すると、こういうことになっていますね。

ということは、先ほどは、1所帯4万円までいかないという方が調整給付金の対象者になるわけですが、給与所得者の場合は、もうそこから引かれるわけですから、私は受給しませんということは起こらないですよ。例えばの話ですよ。この給与所得者の場合でも、まだずっと引き続き来年以降も調整される方が出てくるのかもしれませんが、少なくとも調整給付金の対象者の中には、受給をしませんというチェックする欄がありますけど、給与所得者の場合は受給をしないということは起こらないですよ。起こるんですか。ちょっとその点だけ。

税務課長 議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の1,805万以上の方がおられたかということですが、豊郷町に6人おられます。あと、10月31日現在で給付者数ですか、確認書の返送があった方は1,322人、振り込みがもう既に終わっている方は同じで1,322人です。あと、辞退数ですけども、豊郷町で辞退をされた方は1人もおられませんでした。

あと、給与所得者の方で減税がされない、基本的に給与所得者の方につきましては、先ほど議員おっしゃってあったように、6月に住民税がかかっている人が減税分を減税されて、この後、11か月、7月以降の住民税によって均等して支払われること、徴収されることになっています。

普通徴収の方につきましては、4期あるんですけども、4期のうちの1期目分から減税分を引いて、もしこれが足らなかったら、それ以降の普通徴収の中で減税をすることになっております。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 いや、なぜこの質問をさせていただいたかと言いますと、今答弁があったように、基本的にこの給与所得者がいろいろ段階はあるにしろ、この受給しないということは起こらないわけですよ、基本的には。これ、来年度までずっと引き続き事務がありますが、大変だと思うんですが、ところが、調整給付金の対象者というのは、つまり、そこまで減税対象外になってないから、後でも1所帯で4万まで引けますから、あと、あなたの世帯ではあと2万引けますよと、こういう制度じゃないですか、簡単に言えば。

ところが、その2万は、つまり、まだ所得がそこまでいかない、低い人なんですよね。その間にだけ私は受給しませんという感があって、あるのは、非常にこれ制度として矛盾しないかということをお願いしたい。これはあくまでも給付金ですから、給付金というのは申し上げるまでもなく、公の機関が金品や便宜を与えるということですから、受給をしないということが起こり得ないと思うんですね。

だから、思うんですが、本町では対象者にスピーディに支給できるというふう
に工夫をされたということで、国の制度より少し早く対象者には支給がされた
というふうにお聞きをしますので、その点は非常に配慮されたんだとは思いますが、ただ同じ制度の中でもそういう違いが生まれるというようなこういう
制度については、ぜひこの改善をしていただきたいというようなことを、機会が
あれば国等に意見を言っていたきたいと思うんですが、その点をお願いして
おきたいと思いますが、いかがでしょう。

税務課長 議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 鈴木議員の再々質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、今回、デフレ脱却の経済対策として国の施策で定額減税が実施
されました。本町といたしましても、国の方針に基づいて実施はさせていただきました
が、今回の減税で、定額減税を実施した後、また引き切れなかった人には調整給付という形で、法令もまた所得税分も合わせて給付するという、大変ちょ
っと住民の方にも説明が難しい政策で、そういった件も含めて、国の方に意見
する機会があれば申し上げたいと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

鈴木議員 次、防災計画ですが、これがつくられたのが令和3年3月ですか、最もおそれ
があるというのは、つまり宇曽川と犬上川が両方ともが氾濫したらどうなるか
というのがあるんですが、この場合に一時避難所18か所のうち14か所が浸
水のおそれがあると。これが先ほど、課長からの説明があった令和3年3月に策
定された総合マップ、これの見直しをしていただけたというのが9月議会で答
弁をしていただいたんですが、回答がありましたので、ここには宇曽川が氾濫し
た場合にどうなるのかと、それから、犬上川が氾濫したらどうなるのかと、それ
から、宇曽川と犬上川が氾濫したらどうなるかということで、浸水（聞き取り不
能）がある。回答は、宇曽川と犬上川両方ともが氾濫した場合に14か所浸水の

おそれがあるということでした。

実は、避難所が浸水するのではないかと。それから、もう1個は、ここでは200年に1度とか100年に1度とかいう場合を想定してということになっているんですが、実はもう4年前に実際起こっているのは、3年前か、起こっているんですね。それというのは、避難所が浸水するのではないかというようなことを実感いたしましたのは、2021年8月に、町が始まって以来、初めての避難指示が出されるという、大雨が降りました。8月14日に大雨が降って、吉田と日栄と上枝と下枝の4地区に、一時避難所である日栄小学校への避難指示が出されました。そのとき、私も夜の11時頃だと思いますが、宇曽川とか岩倉川を見に行っただけですが、このときも宇曽川はまだそんなに増水してないのに、岩倉川もう赤いとこのラインを超えていたというようなことがあって、避難指示が出されました。

そのとき、気がつきましたのは、この吉田の入り口のたもとの岩倉川に立つと、一次避難所になっている日栄小学校なんか低いやんかと。これ、雨降ったら浸水するんじゃないかというようなことで、初めて現場へ行って気がついたということなんです。

このことについて、2021年9月で、この大雨に対する町の対応について質問をさせていただいたんですが、そのときの回答とは、宇曽川には県に通じる水位計があると、岩倉川にはそれがないものですから、岩倉川が増水しているのが町としてなかなか把握できなかったと。それが町の職員さんからの連絡で分かって、機敏に対応していただいたという回答だったと思うんですね。

今、県との連絡の関係はどうなっているのか、ちょっと説明をお願いできたらと思います。

それから、せっかく見直しをしていただきますので、ここには岩倉川が氾濫した場合どうなるのかというのがないんですよ。そういうのが追加できるのかどうか分かりませんが、もし検討していただくなら、それも検討していただけないかというのが2点目。

3点目が、私が住んでいる杉の場合は、この2021年9月に、杉は避難指示が出されませんでしたけど、実はうちの在所の住民も私見に行きましたら、何人か避難をされていたんですね。最終的に中学校がまた開けられて、中学校の方に移動したという方もおられるんですが、よくよくこれで考えると、私が住んでいる杉の場合は、浸水のおそれがある日栄小学校に行くよりは、拠点避難所の中学校の方が高いわけですから、中学校に避難をして、距離もほとんど変わりませんから、じゃないかと思うんです。

そういう点では、避難誘導の在り方についても検討お願いできないかと思うんですが、いかがでしょう。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

豊郷町で初めて避難指示が出たのは２００１年８月ではなかったと思います。２回目のときかなと思います。１回目はちょっと日付けは忘れましたが、選挙のあった晩やったというふうに承知しています。確か１０月頃やったと思います。

それはさて、お答えの方ですけれども、岩倉川につきましては、その後の２回目の避難指示のとき、お盆頃にあった大雨のときに、目視で確認して、危険やということで指示を出させていただいたということがありますが、その後、県の方に、逆に県の方が宇曽川の水位が低いのに何で豊郷で避難指示が出ているんだということで非常に驚かれたんですけれども、岩倉川があふれそうやったということを申し上げまして、要望したところ、岩倉川にも今現在水位計がついておりますので、ホームページ等でおうちの中からリアルタイムで水位が分かるようになってございます。

それと、次に、この岩倉川の洪水の想定に関してですけれども、これにつきましては、滋賀県が作成しています淀川水系犬上川洪水浸水想定区域図というものでありますとか、同じく淀川水系宇曽川洪水浸水想定区域図というものが県の方で出されておまして、それを流用して作成しております。岩倉川ほど小さい規模ですと、県の方も作っていただけるかどうか分かりませんし、一方、町でやるとなると、また、莫大な投資が必要になると思いますので、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

あと、最後に、避難の場所の件ですけれども、この防災ハザードマップを見ていただきますと、杉の場合は、杉は豊日中学校になっていますので、中学校に行っていたらと思います。

以上です。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 いや、もういいです。分かりました。

村岸議長 次の質問ですか。

鈴木議員

はい。最後の3つ目のごみの問題ですが、1つは、今、広域行政組合、それ、どこで決定されたかについては、管理者会で決定をされたということで、それから、負担額はその報告書を見ていただきたいと。候補地の選定が未定というのはよく分からない。未定というか、何が未定なのかよく分からない。また、後で質問させていただきますけど、広域行政組合で今進められている新しいごみ処理施設の建設について、今回、新しいごみ処理方式の選定に係る調査検討報告書、長い名前ですが、の内容を踏まえて、今後の事業方針が公表され、内外に公表されました。

その事業方針は、先ほど管理者会で決められたとの回答でした。管理者会というのは、彦根愛知犬上の1市4町の首長で構成されていますので、伊藤町長もその一員として決定に関わられておられると思いますので、幾つかの点について公表できるというか、説明できる、お願いできるかと思いますので、質問をさせていただきます。

最初の質問ですが、この管理者会で今後の事業方針を決定したというんですが、この広域行政組合の決定機関の過程が私まだよく理解できてないんですが、新しい今後の事業方針というのは管理者会で決定されたので、決定済みということになるんですか。それとも、何て言うか、広域組合でも議会がありますので、その議会で最終決定ということになるのでしょうか。ちょっとその辺の広域の決定がどうなっているのか、過程がよく分かりませんので、教えていただければと思います。

次は、その事業方針ではごみ処理方式として、トンネルコンポスト方式を採用する理由として3つの点が挙げられています。1つは、生ごみ分別の住民側の負担、収集体制の変更、それに伴う経費の増加、排水処理の負担を上げていますが、その報告書の中ではこう書かれているんですね。乾式処理は異物の混入に関する条件が緩くて、生ごみの分別収集が不要ですと。不要って、要らないと、こう書いてあるんです。また、こうも書かれているんです。一般廃棄物処理施設においても乾式処理の実績があるのでと書かれているんですが、こういう生ごみの分別収集が不要となると、今まで行政や住民が取り組んできたごみの分別減量の方向に逆行するのではないかと私は思うんですが、この点はどのようなのでしょうか。

ただ、この不要ではないかということについて、先日開かれた全員協議会の後、担当者にお聞きをしたら、全く不要とは申し上げていませんというような回答があったんですが、この点もよく分からない。ただ、報告書には不要と書かれているんですね。

2つ目が、事業費について、今回調査の結果、財政負担が可能な額まで削減された。これが採用の理由だとされている。示された資料で見ますと、本町の負担額はおおよそ26億円というふうになっていますが、ただ、この26億円は施設の運営期間が20年で、軟弱地盤でない場合の総事業費が456億5,000万、これを国の交付金が交付率が2分の1と想定した額だとされているんです。

ところが、現在、制度として交付率2分の1という制度はありません。その点について、報告書は国の交付金要件の拡充を希望するとされていると。拡充されるという保証はありません。そこで、事業費に対する財源として交付金は循環型社会形成推進交付金、起債は一般廃棄物処理事業債を活用するというふうにされています。

そこで、この循環型社会形成推進交付率は現在3分の1ですので、数式はいろいろ立てられると思いますが、私が試算したところによると、おおよそ404億円程度になって、2分の1の交付率に比べると、事業費だけでおおよそ26億円の増額になるということになりました。

この点について、12月2日の議会全員協議会の後開かれた方向性についての意見交換の中で、出席されてた広域行政組合の推進室長に交付率が3分の1の場合、交付金がどれだけになるのかを私なりに計算してみると、現在の378億の事業が404億円程度になりましたが、どうでしょうかとお聞きをしたんですね。

そのときの推進室長のお答えが、肌感覚としてはその程度でしょうかという趣旨の回答がありました。言い換えれば、細かいところは細部は別にいたしまして、その程度の額になるということがほぼなるんだということが分かりました。

そうなった場合に、本町の負担額がどうなるのかをこれも逆算できますので、計算をしてみますと、交付率が3分の1の場合は2分の1の交付率で26億なんです、その1.07倍のおおよそ29億円程度が、今でも3分の1の場合、本町の負担額になるということです。

もう1個は、事業費456億5,000万というのは、実はこれは軟弱地盤対策が必要でないときの事業費になっていまして、軟弱地盤対策が必要な場合は、その違いが477億6,600円ですから、さらに本町の負担が増えて、おおよそ30億から31億円の現行でも負担になるということになるのではないかと。

ちなみに、今申し上げた数字は、運営期間が20年の場合で、この報告書では運営期間が30年の場合もあるんですが、最大だと、例えば、これは30年はないと思いますが、数字だけで言いますと、運営期間が30年の場合で軟弱地盤対策をした場合は、最大で事業費が602億円と計算もされています。

次に、今回の新しい方針によって、稼働開始が１２年程度遅れるんですね。１２年程度先送りになるんですが、その開始支援による経費がどれぐらいあるかということですが、長寿化事業対策も含めてですが、リバーセンターで約４０億円、これも方向性が記されています。もちろん、長寿化寿命対策も含めてですが、これ、４町で均等割すると、１町１０億円になると。この費用は、先ほどの事業費には含まれていないということでありました。

現行の循環型社会形成推進交付金の交付率が２分の１になるというのは、制度でやると、２分の１に特別になる場合があると、要綱に書かれています。それは、高効率原燃料回収施設の場合、２分の１になると。

但馬の、私調べてみました、南丹広域行政組合が２分の１でやられているんですが、それをやりますと、要件は、報告書では国がメタンガス発酵施設整備の交付率を２分の１に拡充していると。固形燃料の原料化技術の拡充が見込めるとされているんですが、現行の制度の２分の１の交付率になる交付要件は、メタンガスの発生率や発生量も細かく定められています。本当にこれらの方をクリアして交付率が２分の１になるのかどうか、私は疑問を持たざるを得ないんですが、管理者会ではこの点についてどういう見通しを持っておられて、どのような意見があったのか、教えていただける範囲で教えていただければと思います。

最後にしますが、新しい候補地をこれから選定するとされているんですが、実は一番最初の新しい候補地が決められたのが、今から１６年前の２００８年です。海瀬三津でしたか当初。それから、次が石寺、この最終的には平成２０年の５月に、一番最初、石寺ですね、石寺地区が断念し、平成２５年の３月には海瀬、三津地区を断念し、平成３１年には竹原を撤回した。今回、また、新しく募集するというので、西清崎が撤回されるわけですが、もう１６年になるんです。この間、私はごみ施設は何らかの形で必要だと思いますが、建設されていたら、もう終わっているのかなという、これ、調べ直して、気がするんですが、遅くなればなるほど、これから建設費も高くなるし、費用も高くなると思うんですが、以上で、財政負担はまだまだ不透明と言わざるを得ませんし、報告書にあるように、管理者会では財政負担が可能なまで削減されたという判断をされたのか、また、その管理者会では何も意見がなかったのか、教えられていただける範囲で教えていただければと思います。

以上です。

住民生活課長

議長。

村岸議長

森住民生活課長。

住民生活課長

それでは、私の方から鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、方針が示され、それはもう決定かというようなお話ですが、それにつきましては、この方針が決定されたことに伴いまして、今後、広域行政組合の定例会等に令和7年度の予算が上程されますことから、そちらの中で決定されていくというふうに考えております。

また、その次の生ごみを分別していることと、今後逆行になるのじゃないかということですが、本町では今現在、生ごみの方を取り除いて堆肥化してというような分別をさせていただいているわけですが、1市4町で策定しております彦根愛知犬上地域一般廃棄物ごみ処理基本計画では、新しいごみ処理施設の稼働時については、容器包装プラスチックを分別資源化することとなっております。このことから分別意識の定着が必要であり、現在のところ逆行しているとは本町では考えておりません。

また、交付率の2分の1についてのお尋ねをいただいております。これにつきましては、ごみ燃料化施設のフラフの交付率については、既にお配りされております報告書の概要版の方にも出ておりました。温熱効果ガスの排出量の削減効果を考慮した場合、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた国の施策として、メタン発酵施設整備と同様に交付金、交付率の拡充を見込むことができるというふうに考え、交付金を2分の1と想定して事業を算定されています。

この好気性発酵乾燥方式によるごみ燃料化施設の交付金、交付率2分の1につきましては、現時点で国からの確約を得ているものではありませんが、温室効果ガス排出量の削減効果を考慮した場合、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた国の施策として、メタン発酵施設の整備と同様に交付金、交付率の拡充が見込まれると、広域行政組合の方より聞いているところでございます。

次に、負担金のことについてお尋ねをいただいております。財政負担まだまだ不透明じゃないかというようなお話であったと思います。本町の負担金について、今後の社会情勢の変化等により、現状の想定額から変動するというようなことは全くないとは言い切れないというふうには考えております。

以上です。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、10番、鈴木議員さんの一般質問にお答えいたします。

特に、交付金が3分の1、2分の1で、これは管理者会議でも相当突っ込んだ議論がありました。そういった中で、要するに、三代前の内閣のときに滋賀県の代議士大岡衆議院議員が環境副大臣になられます。そのときに彦根市長が出向いて環境庁との連絡を取りながら、いろいろ、ここにも2分の1に上げる、特に

この要綱的には燃料化できているということでございます。

それと、この11月の22か3ぐらいだと思えますけれども、前総理大臣、元総理大臣、岸田総理大臣とも面会されて、そしてまた環境庁とのアポを取って、そして、環境庁とはこの11月25日に面談されております。そういった中で燃料化の交付金については、燃料として活躍できるところまで中間処理を完成することを目的と、ポイントとしているということで、固形燃料化することの安定性、継続性が担保された方が重要であると言われております。

官民連携でそういう形でやるっちゃうのは、これ初めて、大変興味深いということでありまして、今後も引き続き、また連絡を取り合いながら、まだ確約はもうていませぬけれども、ものすごく感触よいということでありました。

そういうことをちょっと報告書を見させてもらったら書いておりましたので、しっかりとこれは我々も関心を持っているところでもございます。

それと、先ほど議員おっしゃったリバースセンターの40億円っちゃうのは、これはリバースセンターでゴミを処理するものも入っておりますので、長寿化は先ほどおっしゃいましたように、いろいろ挫折で、あそこを、僧坊山は20年のスパンで借りるということになっておりまして、もう東近江のゴミは捨てませんので、これは東近江にお願いして、県内搬出して使わせていただいておりますので、しっかりとこれをやっていかなければ、もう詰めてくれと言われたら本当に大変なことですし、それとこれ、やはり期限がなっておりますので、しっかりとこれ1市4町で取り組んでいかなければならないというのがございますので、その点もご理解いただきますとともに、無駄は省いていくというのはもう我々の思いですから、そこらで1度またご理解いただき、しっかりとこの2分の1達成に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木議員 議長。

村岸議長 再々質問。

鈴木議員 リバースセンターにつきましては、ちょっと言葉足らずでしたので、今、町長さんから回答をいただいたような、同じように私も認識をしておりますので、そのときにはこの新ゴミだけじゃなしに、先ほどは長寿化対策も含めてという、その中で全部ひっくるめてしまいましたので、町長から回答いただいたとおり、私もその認識をしております。共通認識をしておきたいと思っております。

ただ、今、町長からも担当者の方からもそれぞれで努力はしていただいているんですが、まだ2分の1になるという確約は現時点では取れてないと、確約がないということです。その点でそれぞれで努力はされていて、希望的観測でそ

ういう努力をされているのはそれは了解するんですが、しかし、確約が取れていないということも事実です。保障がない、2分の1と。なるかもしれないし、ならないかもしれないと。そういうことで町民に、いや、そういう状況で町民にうちの負担がこれだけだというふうには、私たち説明するには議員としては非常にできかねないと。どうなるか分からない負担を説明するのはできかねないと思うんです。

さらに、今回のトンネルコンポストは、生ごみの分別や減量をフラフとして出すと、これをフラフからRDFにし、RDFからRPFにするんで、コーティングしていくわけですから、その過程でやっぱりたくさんのCO₂が発生いたしますし、さらに、もう固形燃料の品質の結果から燃料規格がRDF基準になったと。結局、今のリバースでやったら、RDF基準になるというんですね。

じゃ、そのRDF、今いろいろ、いろんな問題があったわけですが、受入れ先の関心が高いから実施段階で詳細を詰める必要があると。これ、引取り先、これからだというんですね。引取り先もこれからなんです。財政負担もまだ不透明。できたところの引取り先があるのか、6社ですか、6社ほど県内で関心があるという企業があるというふうに報告書の説明を受けていますけど、じゃ、その業者が本当に引き取ってくれるのかといえそうでもない。実施段階で詳細をこれから詰めていかなあかんと。こういうふうに報告書では書かれているんです。

財政負担について見通しありません。CO₂削減にもつながらないのではないという疑問があります。できた製品の受入れ先も希望的観測で見通しがありません。ですので、先ほど町長が大変、この際、1度、広域行政方式で、このごみ施設の問題を取り組むというのを1度立ち止まって、今の広域行政組合だけでなしに、例えば、愛犬4町で首長や議会、町民で違う道を選択するということができないのかどうか。そういう道もこの時点では、今から候補地を募集すればまた5年、16年先になりますから、1度検討してはどうかということを提案したいと思いますが、どうでしょうか。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。

議員、最初の質問のときにおっしゃいましたよね。転々と16年間かかってきております。もう最初の焼却でできてたら、今度は新しいまたごみ処理方法に向けて展望が開けてきたと思っております。やはり、いかにして、これまたここで、また違う方式をさらに検討していくには4町でやるいうたら、これまた5年、6年遅れます。あと20年から25年遅れる。こんだけやったら、次の世代にこれ

負担をかけていかんならん。

そしたら、こういう状況の中でしっかりと、先ほど言いましたように、2分の1の交付金、これはもう政治的な運動になってくると思いますし、また、新たな一つの処理方法として、これまた、全国に定着していく可能性もございますので、そういった中で、やはりここまで詰めてきた以上はしっかりと住民負担を軽減するように、さらに努力してまいりたいと思いますし、ここまで積み上げてきて、またお金も相当を投資もしております。

そういった中で、また4町でどうのこのこれからはどこへやる、どういう方法でやるというたら、ほんまの話が5年、6年はたってくると思いますので、ぜひとも、またその点もご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

村岸議長 次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

村岸議長 中島君。

中島議員 それでは、一般質問に入ります。近江鉄道上下分離についての役割、町長にお聞きいたします。

2024年度から近江鉄道上下分離方式が導入され、滋賀県や沿線自治体、5市5町などが参加する近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会は、導入から10年間で鉄道施設の保守管理費、修繕費など、総事業費が計約158億3,000万円となることを明らかにしております。国からの交付金を除く県と沿線の10市町の負担額は116億1,000万円となる見込みです。物価高で負担が増える可能性もあるという見方もあります。

豊郷町も近江鉄道輸送安全確保事業補助金、修繕が約1,647万13円、近江鉄道線管理機構負担金が1,457万1,261円、近江鉄道線活性化再生協議会、法定協議会負担金2万3,475円と、合計3,106万4,749円を令和6年度負担となっております。

計画では通学定期券の割引やJR西日本の交通系ICカード「ICOCA」の導入、観光列車導入に向けたクラウドファンディングの実施などを検討され、初年度に近江鉄道の黒字以後10年で、乗客数をコロナ禍前の19年度（約479万人）の水準まで回復させることを目指すとされています。単純に言えば、近江鉄道線の利用者を増やすためにサービスを充実させ、集客につなげるということです。

豊郷町はこの利用者増に向けて策を練らなければならないと考えます。その一つの案として、愛荘町も導入されている「学生向けの補助制度」や「豊郷町独

自の働く方の応援補助制度」など、豊郷町に住まわれている方だけではなく、豊郷駅を利用される方を応援し、関係市町としての役割を重要と思うが見解をお聞きいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、6番、中島議員の近江鉄道上下分離についての役割のご質問についてお答えをさせていただきます。

近江鉄道の上下分離については、議員ご指摘のとおり、多額の負担を伴っており、利用者の利便性を向上させ、乗降客を増やす取組が大切になってきております。ご提案いただいた町独自の利用者支援策ですが、現在、運行事業者である近江鉄道の方でも各種割引切符の導入をされ、効果を発揮しております。加えて近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の活性化分科会で、沿線地域に居住する中学校2年生、3年生の保護者、沿線に立地する高校の1年生、2年生を対象に、近江鉄道沿線地域通学に関するアンケートを実施され、現在取りまとめが行われています。

このアンケートの結果が取りまとめられましたら、協議会として何らかの施策が取られていくと考えられますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 再質問。

中島議員 今、課長の言われたとおり、通学圏や割引を、JRが高校生のアンケート、結果待ちということで、そこら辺は町としても足並みをそろえなければならないと思います。とはいっても、彦根市、近江八幡市、甲賀市、東近江市、米原市と日野町、甲良町、愛荘町、豊郷町、多賀町と、5市5町は今後も負担金は必要となるわけですから、それと協議会によると、42億2,000万円の国の交付金を除き、設備費、修繕費、鉄道施設費、保守管理費9億8,000万円と、県の沿線自治体が負担し、機構運営費の17億3,000万円、沿線自治体が負担する来年度以降の物価高は考慮されていないけれども、県と自治体負担額は今年度に比べて年1億円増えており、さらなる増額も予想されるという見方もあります。

そんな中、経営に関してはこの5市5町は意見は言えないとしても、一般企業

とは違い、負担金を出しているわけですから、5市5町は売上げにつなげられるような独自の策を考え、1人でも多くのより多くの人を、駅を利用してもらうように考えなければならないと私は思います。

先ほども言いましたけれども、豊郷町独自の学生向け補助制度や豊郷町独自の働く人の応援補助金など、豊郷町に住まわれている方だけではなく、駅を利用される方を応援し、黒字化を目指して負担金を減らす、各市町は重要な役割が課せられているように私は思います。その役割とはどのような役割なのか考えをお聞きいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

沿線5市5町におきましては、先ほど申し上げた協議会におきまして、近江鉄道沿線地域公共交通計画というものを策定させていただいております。その中では現状分析から始まりまして、将来の形を基本方針と目標等を定めております。

その中で、また目指すべき姿を実現するための施策としまして、全部で30ほどのいろいろな具体的な施策を主になって計画をしております。中には鉄道事業者が主となるもの、また、逆に県や関係市町が主となるもの、それぞれございます。

その中で本町といたしましても、その一員といたしまして、議員おっしゃるように、駅、また鉄道そのものが盛り上がっていったら、乗降客が増え、経営が安定していくように協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 再々質問。

中島議員 しっかり関係市町としての役割を果たしていただきたいと思います。近江鉄道を利用されている家族の方から、ぜひとも頑張ってほしいと、半年間の定期代が彦根まで行くのに学割を使っても5万円ぐらいかかると、かなり負担が大きいと、また、できれば豊郷駅から乗れば便利なんだけど、高いのでなかなかそこまで手が届かないという家族の方もおられます。財政的な問題もあるかと思いますが、利用者の声も踏まえて、関係市町、豊郷町独自としての役割を踏まえて、今後もそのようなことが進められるようにしっかりと協議されていくことをお

願います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、6番、中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃったように、町といたしましても頑張っ
てまいりたいと思いますので、ご理解をお願いします。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

中島議員 では、よろしくお願いします。また、改めて時期が来れば質問させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

懸垂幕について、町長にお伺いいたします。町の方で生活の中にある広告物として、壁に掲げられていたり、学校につるされて、部活動の全国大会出場などを祝う大きな幕を見かけたことがあると思います。役場庁舎においては縦型の懸垂幕が2基設置されていますが、現状の懸垂幕の使用用途は限定されており、これからは民間にも情報の発信の場として広く利用していただくためにも「LED懸垂幕設置」を提案し、次の点をお聞きいたします。

1、懸垂幕は主にどのような用途で使われているのか。2、使用を得た懸垂幕はどのようにされているのか。3、懸垂幕に関わる費用は。この3点をお聞きいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、6番、中島議員の懸垂幕についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の用途ですが、役場庁舎の懸垂幕については、選挙期日周知や各種啓発、全国大会に出場された方へのお祝いの際に使用をしております。次に2点目ですが、使用を終えた幕は処分をしております。最後3点目の費用ですが、1枚3万円前後で製作をしております。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 再質問に行ってください。

中島議員 現状では、今のところは選挙、いろんな啓発、全国大会の応援、限定されているわけですね。それを使う、それを期間が終わったら廃棄するというところで、SDGsを掲げている豊郷町としても、ちょっとそこは考えないと駄目かなと思っております。また、かかる費用が3万円と、年間どれぐらいちょっとかかるか分かりませんが、そこそこの金額がかかっているだろうというふうに予測はされます。

現状では、企画して発注しても、人の手を介して時間を要し、時間が過ぎてそこに懸垂幕が掲げられる場合も見かける。時期が過ぎれば廃棄となり、情報の発信力が、先ほど言いましたけど、限定され、何も掲げられないときもあるということで、LED懸垂幕にすることにより、人の手を介さず、パソコンから情報の発信をスピーディにでき、その発信は多種多様で、企画発注に要する時間の削減やリアルタイムでの情報の提供ができるのではないかと考えております。

今までは町のホームページ、広報等で掲載されている情報、広報などに掲載して終了しているような短期間の情報、全国大会の方だけが名前が載らなかったいろんな分野で頑張っている子どもたちを応援できるような企画、これは無償ですけど、思います。

行政の各課の細かな情報がリアルタイムで載せられたり、短期間の情報も速やかに載せられると。いろんな情報で使えと、町外問わず各種団体イベント広告、店舗、企業の宣伝なども使われると、こちらは有料でいいかと思います。時間を時間を切って有料で広告に充てられると。

あと、一人ひとりの記念日、例えば入学式や卒業式のおめでとうとか、誕生日、家族に向けての感謝の言葉、友達に送るメッセージとか、町と人が心でつながるような夢や希望を心温まるメッセージを豊郷町役場から、町施設から発信するような、そんな役割も持てるのではないかと、つながりが持てるのではないかと、いうふうに思いますが、そのようなところがあるので、ぜひともそこら辺を考えていただけたらと思いますが、どのようにお考えかお聞きします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まずLEDの懸垂幕にしてリアルタイムでいろいろな情報、また広告や記念

日で有料で貸し出す方法と、いろいろご提案いただきまして、ＬＥＤ、すごく魅力的ではあると感じております。しかしながら、やはり、その設備につきましては多額の投資が必要となっておりまいます。また、この庁舎建てまして、まだ年数が浅いということもございますので、また、次の更新のとき等には何らか手だてがあるかも分かりませんが、今、現在にはすぐということにはまいりませんので、また、おいおい研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

中島議員 議長。

村岸議長 再々質問。

中島議員 財政的な問題は分かっている、すぐにはと言いません。でも、ＬＥＤ懸垂幕にすることによって、今の財政的な問題は、１枚３万かかっているから、これ年間でどれぐらいかかっているかも分かりませんが、その分はまず要らない。そこにかかる人件費も要らないということになります。それとまた、企業団体に時間を売る、この時間というても何時間も売るわけではないので、多分何秒程度。それで金額を設定して、それを時間を買っていただいて、ＬＥＤの懸垂幕に載せていくということで、仮に投資をしたとしても、それは返ってくると私は思っております。

それと、一定の企業に町が進めるものではありませんので、幅広く利用してもらえんと思います。今まで必要であった経費は削減できるし、もし経費的に苦しいというのであれば、豊郷町はふるさと納税、今頑張っておられますので、ふるさと納税にクラウドファンディングで賛同者を募って、その寄附金で懸垂幕をつけるというふうな形も可能ではないかということになります。

最終的には発信力、無限に想像できると思いますので、今すぐとは言いませんので、検討する価値はあるかと思っておりますので、町長の見解をお聞きいたします。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、６番、中島議員さんの再々質問にお答えします。

費用的にどれぐらいかかるのかということ、やはり、民間でもどういう形の制約がしてくるのか、また、個人さんにそういうふうに使っていただいてもいろいろな制約も出てくるかも分かりませんが、一応、先進的にやっているところがあれば調査もし、普通の民間でやっておられるのも一遍参考にさせていただきながら、しっかりと研究はしていきたいと思っております。どうぞご理解よろしくお願い致します。

村岸議長 ここで暫時休憩したいと思います。再開は１０時２０分から行います。

(午前 10 時 08 分 休憩)

(午前 10 時 20 分 再開)

村岸議長 再開します。

次に、今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 議長。

村岸議長 今村君。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問を行います。

まず、医療・介護サービスの充実に向けて、町長にお尋ねいたします。

①政府はマイナ保険証普及のため、12月2日で現行の健康保険証の廃止を決めました。町民の中でも、マイナ保険証より現行の紙の保険証使用を望む声が少なくありません。そこで、現行保険証の有効期限はどうなっているのか。また、「資格確認書」はいつ発行になるのかについて、町の答弁を求めます。

②町は、今年4月に豊郷の国保税や介護保険料の値上げをしましたが、現時点での基金残高は幾らなのか。そして、関係町民の中で医療の受診抑制、また介護サービス抑制が起こっていないのかについて説明を求めます。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の医療・介護サービスの充実に向けてのご質問についてお答えします。

1つ目のご質問につきまして、国民健康保険被保険者証並びに後期高齢者医療被保険者証につきましては、令和7年7月31日までの有効期限の被保険者証を交付しております。国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者の令和7年8月1日から令和8年7月31日までの有効期限の資格確認書につきましては、令和7年8月1日付けで交付を行い、令和7年7月中頃に送付する予定です。

2つ目のご質問の現時点での基金残高につきましては、国民健康保険運用基金4,777万3,142円、介護保険準備基金4,699万292円です。国民健康保険税、介護保険料率の見直しに伴う医療費の受診抑制、介護サービスの利用抑制があったかについては把握することが困難です。また、医療費、介護サービス利用料の支払いについてのご相談については、現時点では受けておりません。

以上でございます。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 ①のこのマイナ保険証の問題なんですけれども、もう2日がたちましたから、日が切りまして、このマイナ保険証の受診をしようとして、カードリーダーでエラーが出る、薬局でもエラーが出て、紙の保険証を持ってきてくれる方が確認しやすいということも言われる。こういった状況が今豊郷に各病院や診療所がありますけれども、そういった医療機関、また町民の受診者から担当課の方で問合せとかありませんでしたか。

この問題は、先ほど、資格確認書を今後発行しますということで、手続をしていくということを役場の担当課長からお聞きしましたが、役場の医療保険課においてもこれは非常な事務量が増えると、いろんなことが増えていく問題になると思うんですけれども、豊郷でこのマイナ保険証を取得して、そしてマイナ保険証で受診をされている方というのはどのぐらいの割合がいらっしゃるんですか。町が把握できるのは国保に関しては把握できると思うんで、国保で例を挙げて、そういったトラブったことに対する対応はどうされているのかについて。

それから、この国保税や介護保険料の基金残高をお聞きしましたが、基金残高がある中で、先の3月議会では県の統一化に向けて保険料、また国保税も引き上げるという方針で町は議会に諮って、それが成立しておりますが、統一化になっても、国保の場合、各市町における独自の保険料設定、減免、こういったことは国民健康保険法の中でそれはできるとうたわれているんですが、この間、引上げの中でこういった町独自の引下げや、また減免措置というのは実施をされましたか。それについて2点伺います。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えさせていただきます。

医療機関、住民の方、皆様からのマイナ保険証のエラーにつきましてのお問合せの方は、現時点ではいただいております。また、マイナ保険証を利用されている方の割合でございますが、国民健康保険の方につきましては9.4%の利用率となっております。

3つ目ですが、基金残高、国民健康保険税のことでございますが、独自の保険料の設定ができるのかどうかにつきましては、滋賀県の国民健康保険計画に基づきまして、当町においてもそれにのっとりやっておりますので考えておりません。引下げにつきましても考えておりません。また、減免につきましても、法に基づきまして減免の対象になる方がうたわれておりますので、それに照らし合わせてやっていっておるところでございます。

以上です。

今村議員 再々。

村岸議長 再々質問です。

今村議員 町には、このマイナ保険証の苦情が来てないと言いますが、全国の診療機関、こういった団体の率といった6割が窓口でカードリーダーつくってのいろんな混乱が生じているというのが出ています。なぜかと言えば、このマイナ保険証のマイナンバーカードにつなげたという時点でのこのシステムエラーがものすごく初期段階からあるわけですね。今、豊郷のマイナ保険証、国保分でいくと9.4%、これはいろんな、国が補助金をつけて医療機関や薬局にも利用料が増えたら補助金出すみたいないろんなことをやって、税金で、テレビでも宣伝しているいろんなことで引き上げてみただけしかない、実態は。それが課長もご存じのように、マイナ保険証をマイナンバーカードにひもづけしているということは、マイナンバーカードが更新時期、2025年問題、この時期にさらなるトラブルがいっぱい起こるということがもう想定されております。

こういった中で、マイナ保険証じゃなくって、現行の保険証もちゃんと資格確認書を取れば、それを更新していけば、引き続き保険証としての機能は全く同じだという宣伝を町としてもちゃんとそういうことをお知らせしないと、これから、医療難民、特に弱者の方、施設入所の方、それから障害者の方、いろんな生活に困窮しておられる方とか、その利用ができなくなる。カードリーダーでエラーが出ると、窓口で一応10割負担でお願いしますと言われて、払える受診者がどんだけいるかという問題です。だから、その辺はもっと豊郷の町民の医療健康を守る立場で、ちゃんと町としてもマイナ保険証じゃなくって、資格確認書の方に対しても丁寧な中身と、それから、今後使える中身をちゃんとお知らせすべきだと思うんですけども、それが1点。

それから、先ほど徹底して法律に沿ってやっているということを言われましたが、国民健康保険法条文第1条、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上を寄与することを目的とするというのが、国民健康保険法の第1条です。また、同法77条保険料の減免と市町村及び組合は条例また規約の定めるところにより、特別の理由があるものに対して保険料を減免し、また徴収を猶予することができると書かれています。この法律に基づきまして、一般会計からの法定外繰入れの分類、これもできるというのが保険料の減免額に充てるため、地方独自の補填と保険事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、基金積立て返済金その他という形で、この国民健康保険法というのは、市町が各自自治体が独自に保険料の設定をすることができるというふうに書かれていますので、それは広域化になっても、市町の権限でできる

ことになっております。

そういうことも取り組んでいるところもありますが、そういったことは、やっぱり豊郷でもそういった運用を私は進めていただきたいんですが、その点について最後です、答弁をお願いします。

医療保険課長 議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

資格確認書につきまして、おっしゃっていただいたとおりでございます。現在、マイナ保険証にひもづけされている方の割合は多いものの使用されている方が少ない現状をお伝えさせていただきましたが、今現状、医療機関、薬局等でもマイナ保険証についての広報は以前からしていただいているところでございますが、その後、利用率も低調のままでございましたら、何らかの理由があると考えておりますし、きめ細やかな広報は、今後、おっしゃるとおり、来年の7月の段階で混乱を招くことのないように、その間に広報等でお知らせさせていただきたいと思っております。

また、障害のお持ちの方であったりとか、高齢介護のお持ちの方でも資格確認書をお持ちの方でありましたら、マイナ保険証をお持ちの方でありましても、申請していただきましたら資格確認証の方をお出しさせていただきますので、そのようなことも含めまして、広報の方をさせていただきたいと思っております。

2つ目のご質問についてでございます。減免等につきましては、法律等、税条例に基づきまして執行してまいりたいと思っております。前からお答えさせていただいておりますように、法定外繰入れにつきましては、前から答弁しておりますように、させていただく予定はございません。また、県内統一化に向けまして、県内どこに住んでいても、同じ家族構造、所得更正がありましたら、同じ保険料で安心して医療にかかっただけのような仕組みづくりの一つであります。また、県内での財政運営をさせていただいて、医療費につきましても、豊郷町が使った分について県の交付金で賄わせていただいておりますのも、県の統一化に向けての県内で国民健康保険を支えていこうとしているものでございます。それらを考えまして、当町におきましても県の統一化に向けて進んでいきたいと思えます。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

今村議員 続きまして、改良住宅譲渡事業進捗状況はということで、町長にお尋ねいたし

ます。

今年度譲渡事業進捗は、各団地や地区内、三ツ池地区内、また大町地区内の改良住宅で現時点までどのくらい進みましたか。報告を求めます。また、来年度に向け、譲渡空き家処分、事業残地処分について町の見解を求めます。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の改良住宅譲渡事業進捗状況はの質問について人権政策課からお答えいたします。

まず、今年度の各団地の譲渡件数は長池団地 2 件でございます。また、地区内改良住宅についてはございません。

次に、来年度に向けての譲渡について、引き続き行っていく予定でございます。空き家処分、事業残地処分については行う予定はございません。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 この問題は、やはり、町長が担当、関連の事業をどう取り組むかということにかかっております。今、課長の答弁で、今年の実績は長池団地の 2 件だけやということですがけれども、私の方には地区内で、若干新しいところですよ、三ツ池地区の中で、1 万 1, 0 0 0 円の一番改良住宅としては高い家賃を払っておられる方で、譲渡を受けたいけど、譲渡金額ってどのくらいになるんやろうと。もう譲渡をできるんやったらしたいなという人も出てきているんですけど、そういう意識調査とかしないんですか。前ね、新しいところは評価額が高いから譲渡金額も上がりますよというのは聞いていますけど、そういった中でも、もうこの際、譲渡も受けたいなという方も中にはいらっしゃいます。

この向台団地でも譲渡したところありますし、昭和 6 0 年、6 1 年以降、大町内、また三ツ池内の 2 戸ずつあちこちつくっていますよね。そういった中で、やっぱり譲渡を受けたいという人も中には出てきているようです。私も相談を受けましたが、そういったことも含めると、やっぱりもっと積極的な譲渡促進、一番高いところで、その評価額は今どのくらいになっているんですか。

それと、もう一度皆さんにそういう意識調査をしないのか、この点どうですか。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

今年度でございますが、一応、アンケートの方は終了しております。入居者の

意見等については、今集約中でございます。

それと、今年度、交渉案件でございますが、事前申請まで行っているのが、長池団地 3 件、高野瀬団地 1 件でございます。あと、交渉中で高野瀬団地 2 件、三ツ池団地 2 件でございます。新規開拓等々も交渉していますので、ご心配は必要、（「評価額はいくらになっているのですか」）すいません、評価額、一番高いので前年ですけども、100 万ちょっとです。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再々質問ですか。

今村議員 はい、再々。

今、この改良住宅は非常によい状態で豊郷町は維持管理してこられましたので、住んでおられる方にとっては、そこで住み続けたいという方もいらっしゃる。それを孫とかにも、あと継承できたらと思っておられる方もいらっしゃる。そして、そういう中で譲渡も進んできたと思っておりますが、あと、譲渡が進めば、最終的には空き家処分が事業団地処分というのが、当然、くつついてくるんですが、考えていませんということなんですが、どのくらいの譲渡が進んだら、こういった処分に発展するのでしょうか。目安として担当課に、どのくらいの状況になったら、各団地のどんだけの譲渡が進んだりとか、目安は持っていると思うんですよ。そんなんちょっと説明、最後お願いします。

人権政策課長 議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

目安でございますが、一応、今回の質問で来年度はということだったので、来年度はございませんというお答えをさせていただきました。あと、当然、空き家今 20 件ぐらいありますが、その点についての処分等々は今後の課題かと思っております。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

今村議員 続きまして、豊郷町補聴器購入費助成事業実施要綱につきまして、町長にお尋ねいたします。

第 1 条に明記している補聴器の購入に要する費用という文言が入っておりますが、今、集音器等でも性能のいいのも、低額なものも含めてそういうのが出てきておりますので、ぜひその集音器等も含めてほしいという、こういった声に応

えて町の実施要綱を拡充していただきたいというのを、町の見解を伺います。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員のご質問にお答えいたします。

補聴器の購入に要する費用に集音器も含めてほしいというご質問でございますが、町といたしましては補聴器を必要とされる方が医師等に診断していただいた上で、購入時における適切な調整と購入後のメンテナンスも含めた継続的なケアが必要であると考えております。このことから集音器を助成対象に含めることは考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 はい、再質問です。

今、課長は補聴器の購入で、医師の意見書と管理、またメンテナンスなんかちゃんとできるかどうかというのが、集音器では保証されないかもしれないという形の答弁でございましたけれども、もう既に補聴器が、あれは結構耐用年数が短いんです。そうすると、何十万もかけても、五、六年になったら、よく換えなあかんとか言われる方もいて、集音器で5万ぐらいで、そういうの方が長持ちするし、いつも使わなくてもいいから、自分が聞きたいときにそれをつけて会議に出たりとか、お友達との会話に使ったりとかされているという方もいらっしゃるんです。だから、そういう面ではコミュニケーションが取りにくいということがいろんなフレイルになる原因の大きな要因なんで、そういう使い分けが医師から見てもできるという人に関しては、やっぱり集音器の方が5万ぐらいまででもありますし、性能のいいのも最近出てきて、ほかの声、後ろの声もちゃんと会話を拾えとか、いろんなことそれで使っておられる方もいるので、1回、研究していただいて、そういったことに対しても、高齢者が日常生活で元気にやっぱり高齢期を過ごしていただく一つの補助器具だという形で、こういう分野も広げていただきたいと思います。これは答弁はいいです。よろしくお願いします。

次に行きます。

今村議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

今村議員 続きまして、幼稚園・保育園の給食費無料化の実施をということで、町長、教育長にお尋ねいたします。

町は、既に小中学校の給食費の無料化は実施していただいております。しかし、我が国は少子化、人口減少が進んでいる状況で、出生率を上げる子育て支援を取

り組む必要があります。幼稚園児や保育園児についても給食費の町独自無料化の実施を求めたいと思いますが、見解を求めます。

また参考に、今年度の町立幼稚園・保育園の給食費徴収総額は、それぞれ幾らなのかも答弁を求めます。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、今村恵美子議員の幼稚園・保育園の給食費無料化の実施をのご質問にお答えします。

幼稚園・保育園の給食費無償化については、以前からお答えしているとおり、実施については考えておりません。また、本年度の幼稚園・保育園の副食費の徴収総額については、11月21日現在で豊郷幼稚園が43万500円、愛里保育園が136万8,000円となります。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問、行ってください。

今村議員 考えていませんという今までの答弁の繰り返しでございましたけれども、豊郷町の豊郷町保育所等の保育料徴収規則、また町立保育所給食費取扱要綱、また町立幼稚園給食費取扱要綱というので、先ほど次長がおっしゃったように、幼稚園では43万何がし、また、町立の保育園では136万何がしの給食費を徴収しておられる。国の基準では内閣府は、主食費が3,000円、副食費が4,500円、こういったことを各自治体にそういう通知は出しておられるのかと思いますが、豊郷町の場合、町立の場合でしたら、主食費が0円、これは3歳以上の預けておられるお子さんたちが3、4、5歳が対象ですよ。0歳、1歳、2歳の子たちは保育料の中に含まれるということで、ここには出てこないんですが、だから、主食費というのがパンや米飯、こういったものの原材料ですよ。副食費はおかずに必要な材料及び調味料代、ならびにおやつ原材料代、こういったので、保育園は月4,500円、主食費は0円ということは町が主食費3,000円に関しては補填しているというふうに私は理解しているんです。

これが同じように、町内の民間保育園では同じ扱いでされているのか。この給食費等についても一定の所得に応じた減免みたいなものもあるともあるみたいですよ。豊郷にはそこはあったかどうかちょっと分からないんですが、この金額はそんな金額じゃないんですよ。私、崇徳保育園で0歳、1歳の保育のいろいろ、もっと拡充していただけないやろかというのをお願いに行ったときに、いや、大変なんです、経営がというふうな話をお聞きして、やっぱり食材費がも

のすごく高い、物価の高騰で引き上がっていると。だから、やっぱり、そういったことで、町も支援をして、幼稚園・保育園のお子さんたちの給食費を小中学校並みに無償化にする費用というのはそんなに高くないというのが今の報告でも分かりますので、これをぜひ実施して、安心して子育ても豊郷で生まれてからできますよというのを、そういう町をつくっていただきたいと思うんですが、次長は考えていませんという答弁でしたから、町長にこれ、同じことを質問いたしますが、いかがでしょうか。

伊藤町長 議長。

村岸議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

現状では考えておりません。

今村議員 議長。

村岸議長 再々質問ですか。

今村議員 はい。町長も子育てのほんまに年少幼児の給食費を出すのは考えていないと素っ気ない答えでしたが、全国では、隣の京都市では保育料と給食材料費につきましても、減免措置をしているんです。給食費も京都市としては給食材料費のうち副食材料費、おかず等の材料費の支払い免除、京都にそういう対象者が年収360万円未満等々の一人親家庭、市民税所得割が合計5万7,700円、こういった方を対象に給食費も減免しているというのがあります。だから、豊郷町でもやれないような金額でもないの、全国にはこうやって主食代、副食代、免除や軽減されているところあるんです。ぜひそういったところにやっぱり光を当てて、豊郷に若者が定住して子育てができる、こういった町にしていきたいんです。

それと、もう1点、この公民格差ね、保育園を町立に行こうが私立保育園に行こうが保育料は一緒だと思うんですが、給食材料費について、町立でしたら食材はこれは0円で免除しているんですよね。私立の方はお米、パン代、それを保育料の中で付加しなきゃいけないような実態があるんじゃないでしょうか。それもやっぱり子育てのサービスの公平性からいうとおかしいんじゃないかなと私思うんです。そういったことも改善すべきだと思いますが、答弁をお願いします。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、今村議員の再々質問にお答えいたします。

京都市の方の実例の方を述べていただきましたけれども、本町でも副食費の減免の方は、国制度、県制度で市町村民税所得割課税額が5万7,700円未満

の世帯であったり、一人親の方につきましては7万7,101円未満という方は減免の方はしております。幼稚園の方につきましても、7万7,000円程度で減免の方をしております、現時点で幼稚園が19名、愛里保育園が20名、崇徳保育園が21名と副食費の減免の方はしておりますので、全くしていないということではございませんので、ご理解を。

以前、答弁を副食費の減免をしているというのはお答えしていたと思うんですけれども、ご理解のほどよろしく申し上げます。

また、公民格差の方につきましては、当然、保育所運営費の中の施設型給付費で民間保育園の運営にかかる経費というのは、国の単価に基づいて毎月お支払いしております。こちらにつきましては年間で崇徳保育園さんでしたら、年齢に応じて単価の方は異なりますけども、毎年おおむね8,000万から1億円程度への運営費の方はお支払いをしております。副食費につきましても、崇徳保育園さんも副食費4,500円、主食費につきましては3歳児クラス以上の方は白ご飯持参ということで、おうちの方でご飯を持ってきていただいているというのがございます。こちら、当然、おうちの方でご飯の方は米を買っておられますので、そこら辺はやっていただいているかなというふうに思っております。

別に民間保育園に行こうとも、公立保育園に行こうとも、それぞれ特色のある保育の方をしておりますので、それを格差と捉えるかどうかというのは個人の判断かなというふうには考えております。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再次の質問に行ってください。

今村議員 続きまして、豊郷町のごみ減量化と住民負担軽減について町長にお尋ねいたします。

彦愛犬広域行政組合の新ごみ施設整備計画を見ますと、町の生ごみ分別堆肥化から逆行するものになっています。ごみの減量と資源化が進まない懸念があります。さらに本町のごみ処理負担の軽減もどう取り組むのか見えてきません。

そこで、豊郷町のごみ行政を今後どう進めようとしているのか、答弁を求めます。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の豊郷町のごみ減量化と住民負担軽減についてのご質問にお答えをさせていただきます。

廃棄物減量等推進協議会より、ごみの分別を徹底し、リサイクル資源とごみに

分ける。まず、分別の徹底、それからごみの減量ではないかとのご意見をいただいております。ごみの分別はごみ処理負担額の軽減にもつながりますので、今、本町でのごみステーションに出されている現状を広報等するとともに、ごみの分別の徹底を周知してまいります。また、今後の本町のごみ減量の具体的な取組については、5年後、10年後を見据えた計画が必要ではないかと、廃棄物減量等推進協議会でも言われておりますので、引き続き協議、検討してまいります。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 この前、彦愛犬広域行政組合から、管理者から計画決定されたあの内容でいきますと、彦根地域でトンネルコンポスト方式、好気性発酵方式で、フラフ、プラスチックごみを産業廃棄物業者に売って、それでやっていくみたいな中身で、あれ、20年後でもそのごみ量って減らないんですよ。そして、生ごみも結局は彦根市は分別しなくてもええと書いてあり、そういう分別なしに全部出せるという形になっていて、これでは全くごみの減量がこの管内でも進まない。でも、積極的に進めてきた豊郷や4町の方のいい実績がどんどん消えていくような、で、お金はすごい高いというので、これはおかしいなと思ひまして、今の国の動向はどうなかと調べたら、国はこのプラスチックごみの係る資源循環の促進等に関する法律というのをつくりまして、社会の中ではプラスチックごみをつくらない、なくしていくという方向なんですけど、このわが国におきましては、このプラスチック資源ごみ循環戦略というのを決めて、これをまたそれを循環させるみたいなことを言って、国際会議でもそういう話を日本がやっているわけですね。

でも、このプラスチックごみこそ減量化しないといけない。それはもう誰が考えても今の地球環境、温暖化の原因である二酸化炭素を排出する、こういったごみをなくしていくために世界では取り組んでおられます。ヨーロッパもすごくそういった面では、もう包装に使わないとかいろんなことやっていますし、インドにおいても、日本がプラスチックをなくそうっていう発想に立ってない、今日、中でも、インドでは2022年にインドからの中でのプラスチックごみをなくすために、いろいろなプラスチック廃棄物管理規則というのを制定して、2022年からは使い捨てプラスチック製品の禁止をする厳格な規則が設けられ、プラスチック製の袋、カップ、ストロー、皿、ペットボトルなど、こういうのをもう作らない方向でいくと。

そうしたことをやっている中で、今回の管理者会で発表されたのは、ごみの減

量につながらないだけではなく、またその負担たるものは、後年度負担に、さらなる負担を押しつける現状でのごみ行政、町で使っているお金よりもそれに上乘せして後年度負担をつくっていくという非常に、私から見たら、何か最悪の中身だなと思いますけれども、町長はそれが一番いい方法だと、先ほど同僚議員の提案でそういう話をされておりましたが、このプラスチック原料、豊郷はまだプラスチックをRDFの原材料として可燃ごみに入っていますが、これを減量して使わなくなると、こういったことになれば本当にごみの減量化が進むと思うんです。生ごみの堆肥化も進んできましたので、そういった方向で本当にごみを出さない、そういったごみ行政への転換を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

本町では、1市4町ですけれども、彦根愛知犬上地域一般廃棄物（ごみ処理基本計画）に基づいて、ごみの減量に取り組んでおるわけでございます。この中でも国の施策、県の施策に基づきまして、この計画が立てられております。これに基づいて、令和13年度に向けて15%のごみ減量に取り組んでいるところでございます。

また、新ごみ処理施設の建設に向けましては、プラスチックの分別についても今後取り組んでまいり、また、資源とごみを分別することでごみ減量に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 次の質問ですか。

今村議員 はい。この問題はまだこれから続きますからね。

続きまして、来年度町予算編成について問います。町長、教育長にお尋ねいたします。

この時期、来年度予算編成に向け、町長部局や教育委員会で各担当課からの来年度の取組がヒアリング等に出てきていると考えますが、町の来年度予算の重点施策、各担当課の特徴的な施策などについて、今のうちで分かる範囲で結構ですので、どういうことを考えておられるのか答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、12番、今村議員の来年度町予算編成について問うのご質問についてお答えをさせていただきます。

来年度当初予算については、第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標実現に向け、各基本目標における現状と課題を再点検し、着実かつ積極的な事業展開を推進するとともに、本町のまちの将来像である「一生青春みんなで安心元気なまち」の実現に向け、さらなるステップとなるよう町民と行政が一体となって、一歩先行く豊郷町を築き上げることとして、各担当課で要求が行われております。

重点施策や各課の特徴ですが、要求の締切りが先週金曜日の11月29日でしたので、来週以降に各課からの総務課ヒアリングを実施する予定です。具体的な内容については現段階ではお答えできませんのでご理解をいただければと思います。

ただ、1点だけ申し上げますと、先の9月議会でも少し触れましたが、ガバメントクラウドがもし将来稼働しました場合、電子計算管理費の利用料が現在の4,000万から2億円に膨れ上がるような試算も出ているため、全ての分野において厳しい精査を行わなければならないという覚悟をしております。

以上です。

今村議員 議長。

村岸議長 再質問。

今村議員 国はそういうデジタル化でやっていこうという、マイナ保険証も一緒ですけど、そういったことにばかり考えておられますが、6町クラウドはやっていんですけど、ある程度はその精査はできるんじゃないですか。いろんな共同でした方が効率的で経費も節減できるというのも、いろいろひもづけてもいろいろなパターンがあると思うんです。そういったことももっと研究した方が、マイナンバーカードにしてもあれでいろんな1,000種類以上のひもづけできますよという事例紹介をしても、ほとんど現実にはできなかったわけです。(ブザー音30分)

村岸議長 終わってください。

今村議員 そういうことを。

村岸議長 終わってください。

今村議員 どう思うのか、最後に。

村岸議長 終わってください。

今村議員 どう思うのか最後に答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えします。

電算の利用料につきましては、当然過大な負担となりますので、1円でも安くなるようにというふうに日々研究及び交渉を続けておりますので、また、いずれ適切な時期が参りましたら、皆様にご説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

村岸議長 次に、井上喜美子君の質問を許します。

井上議員 議長。

村岸議長 井上君。

井上議員 町長にお聞きいたします。

字管理である樹木の伐採について、令和6年10月6日に高野瀬区が管理している桜の木が町により伐採されました。このことについて、町はどのような経緯で伐採されたのか、答弁を求めます。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、3番、井上議員の字管理である樹木の伐採についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

ご質問いただいている高野瀬池公園でございますが、豊郷町高野瀬池公園の設置及び管理に関する条例に基づきまして、町が設置しておりまして、同条例第4条の規定に基づき管理しているものでございます。桜の木につきましては、数年来、近隣住民から落ち葉等の苦情がありましたので、伐採ではなく一部剪定をしたもので、先の9月議会で補正予算を上程させていただき、お認めいただいたものです。

以上です。

井上議員 議長。

村岸議長 再質問。

井上議員 今、課長は役場の管理って言われましたが、担当者に後日電話で確認したところ、字の管理と言われています。これ、字の管理ということは高野瀬区がふだんから整備とかいろいろ除草とか、除草作業とかもいろいろされています。そのと

きにたまたま字の人がおられて、そこに区長さんも来られて、字の役員さんとかも誰も知らないうちに木が切られていると。その業者さんに声をかけたところ、役場から依頼されて木を切っていると言われましたが、字の人、区長さんが業者さんに声かけた途端に、業者さんは残りの木に触れもせずにそのまま帰られました。

これは桜の木は剪定っちゅうことで、全体に見なあきませんよね。声かけられた途端に帰る、誰が見ても不審に思いますが、そこら辺はどのように受け取っておられますか。

課の中の担当者の方は、聞いたところは、字に伝えなかったのはこちらの手落ちですと返答されました。課の中でそういう話がきちっとまとまらないうちにやったわけですか。課長の答弁と担当者の答弁、違う返答になっているんですが、そこら辺はどのようにお考えですか。

大体、桜の木というものは、落葉後、葉が落ちてから切るのが普通だと思うんですが、まして、腐りやすい木なので消毒されたはさみ等で切るのももっともかと思います。けど、見ていたら、のこぎりでガサガサと、そこらの大工さんがしているような木を切るような切り方で切っておられました。そんな雑な作業もいかがかと思うんです。

また、近隣からのクレームって言われますが、もともとあの木は先に植えられて、住宅ができて、近所の家もできています。もともと木のあるところに後から住みに来てクレーム、クレームがあったら役場は何でも対処されるんですか。字の人に一応声かけもせずに補正予算も組んでいます、手落ちということで、字の区長さんとかにも話もなしに役場が予算を勝手に組んだと思いますが、その点、どう思っていますか。

今、役員さんとかはまだもっと若いうちに木とかも植えられていますので、これからはもう声かけぐらいはしてくださいねということは、役場の方にも伝えていやると思います。でも、声かけてくださいねということは、一応、その高野瀬地区も管理の一部に入っているのではないですか。どうですか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 3番、井上議員の再質問にお答えをさせていただきます。

高野瀬池公園につきましては、もともと高野瀬区が持っておられたため池の跡を、跡というかお借りしまして、町の方が公園を設置したという経緯がござい

ます。ただ、今ほど申し上げましたように、もともとは高野瀬区のものでございましたので、そういう経緯もありまして、字の方は自分の字のものであるという意識も一定持っておられることも当然承知はしております。

そういう経緯がございまして、今、その公園につきましては委託という形で、高野瀬エコクラブというところに委託をさせていただいておりますが、あくまでも、これは町から高野瀬区にお願いして委託料を払って業務としてやっていただいているということになります。

ただ、先ほど申し上げたように、やはり、高野瀬区さんも高野瀬の自分の字に対する愛着等もございまして、当然、本来ですと、先に区長さん等に連絡をして、いついつこういうことをしたいということで伝えるべきであったということは、今現在、反省をしているところでございます。

今後、もしこういうことがございましたら、また、そのときには重々相談の上させていただきたいというふうに思っております。ただ、町といたしまして、草刈りのような低いところの作業につきましては、高野瀬の区に連絡をして草刈り等はやっていただいておりますが、一定の高さ等がある部分につきましては、なかなか役員さんも高齢化しているところから、字に伝えて字でやっていただくのではなく、業者さんに入っていただく方がベターではないかというような検討をしましたので、そういう形でさせていただきました。

業者が帰った点につきましては、私今初めて聞きましたので、あれなんですけれども、そういうところで地元とのそごがあったということで一旦作業を止めたのではないかなというふうに思うところです。

以上です。

井上議員 議長。

村岸議長 再々質問。

井上議員 再々質問を行います。確認されるということですから、残った木については、今後、それもまた剪定されるんですか。それと、字の中で、そうやって課長が言われたように、勘違いしている方もおられるということです。字の木を勝手に切られたと思っている人もおられます。その点は高野瀬区の自治会、回覧板でも結構ですので、役場から木を切った経緯等をお伝えすることはしてもらえませんか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、3番、井上議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

残った木につきましては、現状確認をしまして、また区長さんとも相談をさせていただいて、何らかの対処をしたいと思います。また、周知回覧の部分ですけども、先ほども申し上げましたとおり、10月に切った後、区長さんとお話をさせていただきまして、こちらもおわびを申し上げたところでございますが、また区長さんとも相談しまして、必要やということであれば、また考えたいと思います。

以上です。

村岸議長 ここで暫時休憩いたしたいと思います。再開は13時からいたします。

(午前11時19分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

村岸議長 それでは、再開いたします。

次に、本田清春君の質問を許します。

本田議員 はい、議長。

村岸議長 本田君。

本田議員 一般質問を行います。図書館に学習スペースをという質問事項について、町長、教育長にお尋ねします。

本町の図書館では、現在、学習できるスペースがほとんどないため、テスト準備をしたい高校生や国家資格を得るために勉強している人から、学習できる机を設置した静かな部屋をつくってほしいという要望が出ています。町の見解を求めます。

2番目は、生ごみから作られた肥料を公平に配分する手だてを取るべきではないかということについてお尋ねします。生ごみから再生された肥料は、公平な配分にしてほしいという声が出ています。何度も役場に足を運んでいるが肥料の入っている箱の中はいつも空となっていると言います。肥料を公平に配分すべき方途を考えるべきだと考えるが町の見解を求めます。

次に、大学、専門学校に通う学生に給付型奨学金制度を創設するという問題です。大学生や専門学生から「学費が高くて夜のアルバイトを毎日やらざるを得ない。」「昼間眠気が出て講義に集中できないでいる」という声を聞きます。こうした学生の要望に応え、せめて毎月数万円の給付型奨学金を支給する制度の創設が求められると考えますが、町の見解を求めます。

次に、冷暖房費助成金の値上げを求めます。燃料費の高騰が今続いており、助成金の値上げが必要であると考えますが、町の見解を求めます。

次、今年度行われた町防災訓練の成果と課題についてをお尋ねします。去る１０月２０日、午前中に行われた町防災訓練では、例年にはない一時集合場所から広域避難所への移動を含む訓練が行われました。小学校体育館に多くの住民が集まり、訓練を受けましたが、実施後の成果と課題について町の見解を求めます。では、お願いします。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、本田清春議員の図書館に学習スペースをのご質問にお答えします。

図書館とは、図書館法第２条に規定されているとおり、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であり、原則、学習場所を提供する施設ではないと認識しております。県内一部市町の図書館に学習室等のスペースを設けておられるところがあるのは承知しておりますが、本町の図書館については学習スペースを設ける施設に余裕がないため、設置については困難と考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

続きまして、給付型奨学金の創設をのご質問にお答えいたします。

令和３年３月議会、令和５年６月議会でもお答えしたとおり、町独自の奨学金制度の創設は考えておりません。繰り返しの答弁となりますが、現在の日本学生支援機構、全国各地の公益財団法人、民間企業、希望される大学、それぞれに多様な奨学金制度を設けておられますので、既存の制度のご活用をいただければと考えております。

以上です。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 本田議員の生ごみから作られた肥料を公平に分配する手だてをのご質問にお答えをいたします。生ごみから作られた堆肥は、毎月２０日前後に生ごみ処理機のメンテナンスの際に機械から取り出し、メンテナンス終了後、７日から１０日間ほど乾燥させた後に肥料が完成します。堆肥は順次、袋に詰め、役場のミニエコステーションに搬入しております。早いときには朝からお昼の間になくなるため、１人５袋の制限を設け、お持ち帰りいただいているところです。電話のお問合せがあった場合は、あるなしを回答させていただいております。ご理解をお願いいたします。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 本田議員の冷暖房費助成金の値上げをのご質問についてお答えします。

現在、町で行っております在宅高齢者支援助成金交付事業は、昨今の経済情勢を鑑みて、単年度での事業から継続的な事業とし、また、令和3年度から助成金額を5,000円から8,000円に増額しております。町としましても継続的に行っていきたいと考えておりますことから、助成金額の増額は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、4番、本田議員の今年度行われた町防災訓練の成果と課題について問うのご質問にお答えをします。

本訓練につきましては、1,300名を超える住民の皆様のご協力をいただき、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

今年の訓練につきましては、県の総合防災訓練、衆議院議員総選挙が重なり、体制等について一部不十分な部分もございましたが、おおむね順調に実施できたと考えております。特に、今年度は広域避難所を開設し、実際に避難を行っていただき、段ボールベッドや間仕切りの組立てを体験していただいたりしました。

訓練後、職員に対して反省点や意見を募ったところ、まず避難所までの移動の仕方、受付の方法や受付リストの書式、靴の置場、ベッドや間仕切りの組立て方、テント等でのプライバシーの確保、炊き出しでの日赤さんとの連携、訓練のタイムスケジュールや職員間の情報共有について意見があり、来年度に向けての課題や改善点が見つかりました。

広域避難所への訓練は場所をローテーションしながら続けてまいりたいと考えておりますので、よりよい訓練になるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再質問に行ってください。

本田議員 まず、図書館に学習スペースをといるところでの質問を行います。

先ほどの回答ですと、図書館法第2条を引用しながら、非常に狭く解釈した内容での回答がありました。しかし、図書館法第1条は、公立図書館の設置目的に

ついて社会教育法の問題に基づいて運営されるべきとなっています。それで、社会教育法を見ますと、国及び地方公共団体は教育基本法の問題により、あらゆる機会あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に文化的教養を高め得るよう努めなければならないとして、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供をすべきものとしています。

こういう社会教育法の問題ということを見ますと、地方自治体は町民の学習要求に応えた環境をつくることを私は求めていると考えます。高校生が家では集中できないので、休みの日は図書館で勉強したいという需要、さらに資格獲得の学習を静かな図書館で行いたいという需要というのが生まれているわけです。学習室を設置することは、こういった設置目的から見て、法的な合理性があると私は考えます。このような認識をお持ちでしょうか。再度答弁を求めます。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田議員の再質問にお答えします。

図書館法第1条に確かに書いてはおりますが、あくまでも図書館法第1条に関してはその精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とするとされておまして、第2条で図書館の定義の方がなされているということで、法解釈の問題かと思いますが、図書館法で学習スペースを設置すべきではない、設置すべきであるという文言ではないので、その点ご理解の方をいただければと思います。

先ほども答弁の方をしましたがけれども、豊郷小学校旧校舎群の中に、図書館の方を設置しておりますので、場所的なスペース、スペース的な余裕がかなり厳しいというのがありますし、今現在も開架書架がかなり厳しい、閉架書架の方がないので、開架書架がかなり厳しいと図書館の方からは言われておりますので、改めて書架の増設をできればお願いしたいという要望の方も図書館の方からは聞いております。

そういった状況の方を踏まえまして、現在、今これから学習室のスペースを設けるというのは場所的にかなり厳しいというのと、先ほども申し上げましたとおり、あくまでも図書館というのは資料収集、整理、保存、公衆の利用に供してありますので、図書、記録等を集めて、それを教養、調査、研究に使っていただくというのがあくまでも大きな目的でありますので、学習スペースとは相入れないわけではありませんが、そこは本来の図書館の目的ではないというふうに認識しております。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再々質問。

本田議員 私は非常に狭い図書館法の解釈だと思います。社会教育法に基づいて運営されるべきだという指摘をしているのは、先ほども指摘しましたが、国民の学習に対する多様な需要に踏まえて、そこに応えた運営を行う、その一つが図書館であるという、そういう指摘だと思うんです。

現在の町立図書館の状況ですが、図書館の職員さんの評判は大変よくて、懇切丁寧で、名前が分からなかった書籍も見つけ出して紹介してくれたという声を聞いています。また、紙芝居や子ども向けの映画も見せてくれたという声も聞きました。こういったことは、言わば書架を借りて利用するだけじゃなくて、図書館法に基づく社会教育についての実施だということを実現しているというふうに考えます。

一方、青年や大人の人の学習要求に応じた学習環境には少し、今現在、課題があるんじゃないかと考えます。図書館のロビーには大きな机がありますが、これは新聞や雑誌を読むスペースです。蔵書スペースの窓際にスペースが置かれていますが、何しろ窓際でありますから、スペースとしては狭く、町民の方々の要望である国家資格を取得するためとか、高校生の試験準備等々の学習スペースとしては狭過ぎます。また、環境としても窓際であるため、夏は日差しが差し込み、冬は冷え込みます。こうした学習環境は適切とは言えません。

私も近隣の図書館を見学してきました。例えば、先週も愛知川の図書館、土曜日に行ってきたんですが、中高生が50人ほど愛知川の図書館で学習していました。ここでは学習スペースが設けられており、休日にはこうしたスペースを利用して自主的な学習が行われて、現在も行われてきているんだと思います。中高生の学習ばかりではありません。大人の人も学習していました。このような需要は当然豊郷町内でもあると考えます。豊郷町においても、図書館での学習環境を整え、高校生や大人の学習環境に応えるべきではありませんか。町の見解を求めます。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田議員の再々質問にお答えします。

図書館の対応の方をお褒めいただきまして、誠にありがとうございます。日々、図書館職員が努力しております。その旨、図書館職員の方に伝えさせていただきたいと思います。

先ほど、学習スペースの方を求められているということですがけれども、町立図書館の方に行っていて、中身の方をご覧いただけていると思いますので、場所的なスペースがかなり厳しいというのはご理解いただけていると思いますので、その点、ご理解いただければと思います。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 次に行ってください。

本田議員 生ごみの問題ですが、生ごみと肥料問題、私はこれは豊郷町が持っている非常に進んだ実践であり、しかし、そこにおける、また問題でもあるというか、そこで生まれたささやかな問題というか、そういう問題として私も捉えています。ただ、町民の皆さんの中にはやっぱり肥料の公平性という点を求める方も多々おられます。

そういう点でお尋ねしますが、現在の生ごみの会員さんの人数と毎月の肥料の出荷状況を1つお尋ねします。

2つ目は、生ごみを収集することによって、ごみ収集かごの臭いも少なくなっていて、夏場ごみ集めをしていただく作業員の方への負担も現在軽減されていると思うんですよね。そういう点で見ると、町内で生ごみ会員が増えていくということの意義、また取組は具体的にどのようにされているのか、これをお尋ねします。この2点をお願いします。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

現在の堆肥の方の登録ですがけれども、436世帯です。世帯ですので、人数というのはご家族さんが入っておりますので、世帯数になりますけれども、436世帯です。肥料につきましては、しっかりと肥料の袋の数を管理しているわけではないので、大体になってしまうんですけれども、毎月約300から350袋ほど出しております。令和5年度につきましては41トン进行回収しまして、8.5トンの堆肥ができております。こちらの取組の意義についてということですが、燃えるごみの中から生ごみを分別するということは、ごみ分別に非常に貢献していると思いますし、今現在、先ほどもごみの質問でもありましたように、令和13年には15%のごみの削減ということで目標にしておりますので、その生ごみの水分を飛ばす、また生ごみをしっかりと分別するということは、ごみの削減にとってすごくこう、何て言うんですか、ごみ削減にとってすごく意義のあるというか、ごみ減量にすごく貢献しているというふうに考えております。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再々質問ですか。

本田議員 はい。

村岸議長 分配についての質問ですので、肥料など言うのではありませんので。

本田議員 分配の平等な在り方というのは、どのように考えているのかということをもう一度最後をお願いいたします。

住民生活課長 議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 本田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

生ごみの分別によって堆肥ができておりますので、今の状態でいきますと、必要な方にしっかりと配布できるようなシステムができるといいのですけれども、そのようにするにはどういうふうにしたらいいのかということで、初めにもお答えさせていただきましたけれども、できた肥料につきましては全てを全部出すのではなくて、少しこう様子を見つつ、搬入をさせていただいておるのが現状でございます。

最後になりますけれども、連絡をいただきましたら、今ある、今ないという回答はさせていただいておりますので、そちらの方をご理解いただきたいと思います。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 次の質問に行ってください。

本田議員 給付型奨学金制度の創設については、現在考えていないという回答でした。しかし、今現在、大学の授業料値上げが続いています。仕送りする家族と共に学生も苦労を重ねているという、こういう認識をお持ちでしょうか。大学の初年度の納付金は国立大学で平均ですが、81万7,800円、私立大学では平均135万7,000円にも及んでいます。その一方で、奨学金はほとんどが貸与型です。学生の3人に1人が平均300万円の借金を背負って社会に出ているという現状があります。未来を背負う若者に高等教育修了後、社会へ巣立つその瞬間から300万円もの借金を背負わせている、今、国となっているんです。学生や保護者の負担能力を超えた高い学費のためにバイト漬け、バイト必修の学生生活が当たり前になっています。仕送りは1980年以降、最少となり、授業期間中にも日常的にアルバイトをするという学生は全学生の4分の3にもなっています。バイトに追われる学生生活の改善は、学生にとっても大学にとってもまた社

会にとっても待ったなしの課題であると思います。

こうした学生を支援することは本来国の責任であります。しかし、これが実現できてない現状で、町として支援すべきではないかと考えます。支援策として一番有効なのは今提起させていただいている給付型奨学金制度ではないかと思います。卒業後、奨学金という借金を背負わない制度設計が極めて弱い現在、町としての支援を打ち出す、こういう認識は現大学生の今の置かれた現状、家族の現状、このような認識をお持ちでしょうか。町の見解を求めます。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、本田議員の奨学金についての再質問にお答えいたします。

私事で真に申し訳ないんですけども、私自身も大学時代、アルバイトの方をしておりましたので、アルバイトをすることは社会に出る事前の経験という意味では別にアルバイト自体そのものは否定すべきものではないのかなというふうには考えております。

確かに大学の入学金であつたりとか学費の方が上がっているというのは社会情勢上、ある程度やむを得ない部分もあるかと思いますが、奨学金につきましては貸与型の奨学金から現在はかなり給付型の奨学金も、この質問をいただいたときと去年の6月にご質問いただいた際にもちょっと調べましたが、半分以上が給付型の奨学金の方に全て移行の方をされていますので、まず、既存の制度をご活用いただくというのが本来かというふうに思いますので、まず、そこをさせていただきたいというのと、一般質問の方でもありましたけども、月数万円程度というふうにおっしゃいましたけども、1人月数万円ですと、年間で、例えば仮にそれが5万円だとすれば1人60万円、4年間で240万円、それが10人おられれば、20人おられればというふうに考えていけば数千万円のお金が毎年度町としても必要となるという現状を踏まえたと、本来であれば、先ほども本田議員自身もおっしゃっておられましたが、本来国で考えるべき問題であるというふうに考えておりますので、その点ご理解の方よろしくをお願いします。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 次の問題ですか。行ってください。

本田議員 今の問題は非常に若者支援については大事だと思います。

では、次の問題に行きます。冷暖房費助成金の値上げをという質問です。町は65歳以上の方に対して、暖房助成金は8,000円と定めています。先ほどご説明がありました。この助成金制度は町民の方からは歓迎されています。しか

し、8,000円という金額は3年前に決められたことですから、今日の物価高騰のもとでは当然助成金を増やしてほしいという要望が町民の声です。

この3年間で電気料金の値上げは社会問題化しているほど上がっています。また、冬の暖房に欠かせない灯油ですが、この灯油価格の高騰も続いています。昨年は18リットルで大体1,900円ぐらいだったんですが、今年は既にもう2,000円を超えています。国からはリッター当たり14.1円のガソリン補助金が出ていますが、この高止まりの状況がこの1年間だけでも続いています。こういう認識に立つならば、冷暖房助成金の値上げは当然必要だというふうに考えますが、町の見解を求めます。

保健福祉課長 議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 本田議員の再質問にお答えいたします。

昨今の物価上昇が続いているという状況も非常に感じてはおりますけれども、以前、令和3年以前に助成をしていた時期でございますけれども、そのときは社会経済の変化や気候の変動等によって冷暖房費が高騰していると認められたときに給付をするというルールづけをしておりました。そういったルールづけも昨今の経済状況を鑑みまして撤廃いたしまして、継続として事業を行っていくということを決定いたしましたことから、このまま現状のままでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

本田議員 議長。

村岸議長 次の問題ですか。行ってください。

本田議員 先ほど、町防災訓練についての成果と課題という点で答弁がありました。私はこの訓練に豊郷小学校の体育館によしていただきました。そういう中で間仕切りとベッド作成に関わりました。作りながら町民の皆さんからの声をいろいろと聞かせていただきましたので、それについての答弁をお願いしたいと思います。

1つは、寝るベッドがあのような段ボールでいいのかという質問がございました。台湾の震災が起こったときには、すぐにテントが体育館で建てられていたのを見ると、お粗末じゃないかと、いまだにまだ段ボールを使うのかという声でした。

2つ目は、参加者の人数、先ほども出てまいりましたが、体育館のキャパを超えているんじゃないかという問題です。それにですが、マイクで指示をされている声が小さくて、私、何を言うているのか聞いてきてと言われたぐらい、マイク

で音が通りにくいほどの人数が集まったと思うんですが、参加者の人数はキャパを超えているという点についてどう考えるのかと。

それから、トイレの問題が大きいと思います。私はちょっと気づきにくかったんですが、外で簡易トイレの訓練を行われていたというか、設置されていたと思うんですが、このトイレのことについては、参加者のほとんどが知らなかったんではないかなと思うんですが、もう少しこれ、このトイレの問題についても訓練が取り上げられるべき中身じゃなかったかという声が出ていました。

さらに、訓練で字に大人がいない状況になっていたと。そうすると、他の地域を見ると、空き巣が心配だという声も出ていました。それから、自分は出てきたが、寝ている親の介護は十分この訓練では反映されてないなという声も出ていました。

こうした町民の声を受けての町の見解を求めたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、4番、本田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

種々、参加者の声をお届けいただきまして、ありがとうございます。これも踏まえまして、また、次年度以降、改善を図ってまいりたいと思います。

以上です。

本田議員 議長。

村岸議長 再々質問。

本田議員 今回の訓練は10月20日に実施されました。そのために体育館の中の冷房とか暖房ということの必要はなかったと思われます。しかし、これが夏ならやっぱり大変です。体育館には避難者用のためにもエアコンの設置が必要だという声は何人も上がっていました。このような要望に対しての町の見解を求めたいと思います。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、4番、本田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

避難所としましての体育館に空調の設備です。従来から議員がご質問いただいております、教育委員会の方からもお答えをさせていただいております。本

町といたしましても不要とは決して思っておりません。しなければならない課題だというふうには認識をしておりますが、過去に説明を、答弁をさせていただいているとおり、多額の投資が必要になってきます。さっき午前中にもお話をさせていただいたように、それ以外の部分でも多額の歳出が見込まれる中で、やはり優先順位をつけて種々問題を解決していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

村岸議長 次に、長谷川貴康君の質問を許します。

長谷川議員 議長。

村岸議長 長谷川君。

長谷川議員 町長にお尋ねします。通学路・通所路の安全について。

交通弱者と言われる歩行者、学生、児童、障害者、高齢者の方々は、車の交通量の少ない農道や幹線道路から外れた道を使っている方が多数おられますが、その道には防犯灯が少ない、100メートル以上、防犯灯がない、あっても明かりがついていない、そんなところが何か所もありますが、通学路・通所路をどのようにお考えでおられるのか、お答えください。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、1番、長谷川議員の通学路・通所路の安全についてのご質問にお答えをさせていただきます。

防犯灯につきましては、先の6月議会でお答えさせていただいたとおりです。その際にも申し上げましたけれども、町で設置している防犯灯の電灯が切れているものがありましたら、修繕をさせていただきたいと思いますので、お教えいただければと思います。

以上です。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再質問。

長谷川議員 通学路というものは字と字をまたいである道がほとんどなんです。そこで、字にそこを設置しろといっても、その字の人が通らなかったら、その字の人からここに付けてほしいという要望がほとんど出ない、そういうふうに私は思います。実際にそうなんではないかというふうに、歩いててそう思います。

学生や障害をお持ちの方、その人らが通学路・通所路として使っている道は里

道、農免道路、車の通らない道、そういうところを選んで通っているんです。そういうところは字の端や農免道路の細い道、そういうところで皆さんが通っているんですけど、こういうところにもやっぱり町の方からここはつけなさいよとか、そういうふうな指導をしていく方がいいのではないか。だから、字から上がってこないからここはつけない。それでは、ちょっと交通弱者、学生、障害をお持ちの方、そういう方々の安全・安心を守れるのか、そのように考えますが、いかがでしょうか。

総務課長兼

企画振興課長 議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、長谷川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、通学路の防犯灯の関係ですけれども、通学路についても、先の議会でもお答えさせていただいたとおり、点検を行っております。決して、字だけに責任でつけていただいているわけではなく、学校や警察や町も含めまして、点検して必要とあればこれはつけていっていますので、そういうことになります。

また、言うていただけるように、里道であったり、そういうところでもというご意見でございますけれども、やはり、町としましては限られた財源ですので、どこにでも全部つけられたらそれ一番いいんですけど、それ以降、またずっと電気代が要るとかいうことがあります。

今も、先ほども別の議員さんの質問の中で補助金を増やしてほしいであるとか、体育館に空調が要るとか、そういうことにも当然町のお金を使いますので、どれを優先するかということになってきます。何人の方に利益が与えられるかというようなことも考えながらやらなければならないという部分がございます。

また、一方で、道は明るい方がいいというのは当然のことでございますけれども、私も今吉田の方から歩いて通勤しておりますが、この時期は確かに暗うございます。ほかの方でも懐中電灯を持って歩かれたり、反射するたすきをつけられていたりして、自衛されている部分もございますので、もし、そういうことがございましたら、自分でまず自助の部分をお願いしていただければというふうに思いますのでよろしくお願いしたい。

長谷川議員 議長。

村岸議長 再々質問。

長谷川議員 自助もいいですが、第5次総合計画の中でも、通学路、歩道等の防犯灯の設置強化と記されています。その中で町が主体、地域は協力と推進、そうになっている

んですよ、防犯灯の件については。そのことから見ると、やっぱり町がここはつけないかん、ここはつけないかんというふうな考えがなかったら推進していかない、私はそう思います。

それで、今現在通われている中学生、そこは通学路が指定されていないというふうに聞いていますが、それならば、学校にアンケートをとって、どこを通われているのか、どういう箇所が危ないのかということを調べる必要があるのではないかと、そのように考えますが、いかがでしょうか。一人ひとりの安全は自分を守るのが一番だけど、その環境をつくってやるのは行政だと思います。よろしくお願いいたします。アンケートをするかしらないか、お答えください。

教育次長 議長。

村岸議長 西山教育委員会次長。

教育次長 それでは、長谷川議員の再々質問にお答えいたします。
通学路のアンケートということに関しては実施の方はいたしません。
以上です。

村岸議長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後 1 時 4 2 分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和6年12月6日

豊郷町議会議長

議 員

議 員